

一 般 競 争 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日～令和4年2月28日
- (4) 業務概要 推進校及び実践報告会の事業実施前の企画・立案と事業当日のコーディネート、オリンピック・パラリンピアン等の派遣に係るアスリート等のキャスティング、スケジュール調整・管理並びにアスリート等及び学校との諸連絡・調整による資料作成や打合せなどの業務

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の2（6）に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

3 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) **入札書は郵送による方法のみ受付することとする。（書留郵便に限る）令和3年7月26日（月）午後5時までに9（2）の場所に必着のこと。**

また、封書は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては商号又は名称）

イ 「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和3年度）業務入札書 在中

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。（入札しようとする金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額が納付されていない場合は、入札書は無効となる。）

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は、次のとおりとする。

ア 納付場所 金融機関にて納付書による納付

競争入札参加資格の確認結果通知を受領後、入札保証金の免除に該当しない場合は速やかに「入札の保証に関する申出書」を提出すること。

※ 郵送前に 7 月 21 日（水）正午までに F A X 送信願います。（確認後納付書を送付します。）

イ 納付期限 令和 3 年 7 月 26 日（月） まで

納付後、金融機関の領収済控えを F A X にて送信願います。

（3）落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）後に当該入札参加資格者に還付する。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

（4）入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

5 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

（1）入札年月日

（2）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（3）入札金額

（4）件名

（5）入札書のあて名は、「岩手県知事 達増拓也」とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）競争入札の参加資格のない者がした入札の場合

（2）入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合

（3）入札書に所定の記名押印のない場合

（4）金額を訂正した入札書

（5）誤字脱字等により必要事項が確認できない場合

（6）入札件名の表示に重大な誤りがある場合

（7）同一入札の参加者が 2 つ以上の入札をした場合

（8）無権代理人が入札した場合

（9）その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

7 落札者の決定方法

（1）本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により、作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書は、岩手県会計規則第 100 条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。

（2）落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（3）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

（4）契約条項は別添契約書案のとおりとする。

9 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先

ア 事務担当 岩手県教育委員会事務局保健体育課 学校体育担当 齋藤 雄也

イ 所在地 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

ウ 電話番号 019-629-6192 F A X 019-629-6199